

2017 年（平成 29 年）3 月 14 日

ハルズコーポレーション株式会社
代表取締役 海 渡 博 子 様

特定適格消費者団体 消費者機構日本
特定非営利活動法人
代表理事 理事長 和 田 寿 昭

再々度の要請及び申入れ書

2016 年（平成 28 年）年 10 月 17 日付当機構の「再要請及び再申入書」に対する貴社のご回答（同年 12 月 16 日付「回答書」）をいただき、ありがとうございました。

同回答書にて当機構の要請・申入れの一部が取り入れられておりますが、あらためて下記のとおり要請させていただきます。

つきましては、本要請に関する貴社の文書によるご回答を、2017 年（平成 29 年）年 4 月 28 日までに当機構にお送りいただくようお願いいたします。

記

1. 販売者側が告知しなかった先天性疾患の保障について

(1) 回答書 3 再申入書第 2 再度の申入れ (1) ※1 に対する回答<第一段落後段>に関して

(貴社ご回答) 「(先天性疾患の) 保障を行う条件として～中略～当社指定の獣医師が～中略～認定したときに保障を行う旨を追加した条項への改訂を検討」

先天性疾患は、貴社指定の獣医師による認定以外の方法によっても認定される場合もあるべきと考えられ、その認定方法を限定する条項とすることは容認できません。

(2) 回答書 4 再申入書第 2 再度の申入れ (1) ※A に対する回答 に関して

(貴社ご回答) 「(先天性疾患の保障として) 同等類似品への変更(消費者契

約法第8条第2項)はペットの場合でも適用されると理解しています。～中略～今後の判例の動向が待たれる旨の注意書きもあります。～中略～最新の判例等がございましたならば、情報提供をお願い申し上げます。」

現時点では、当機構においてもご案内の文献以外、判例等を把握しておりません。

しかし、ペットの売買契約がその固体の個性に着目してなされるものでありその固体に愛情を注ぐことが消費者側の契約の主たる目的であることは貴社も認めるところだと思われます。その固体に先天性疾患が見つかった場合、交換をすればそれで消費者の利益は守られるという考えは、社会一般の認識に合致していないものと考えられます。

引き続き当機構の見解に沿った改定を申し入れます。

(3) 回答書5 再申入書第2 再度の申入れ(1)※2-1に対する回答 に関して

(貴社ご回答)「(幼少時に判断のつきにくい症状の先天性疾患の保障については)『引き換えの適応外になります。』との変更を検討」

貴社のご回答は、幼少時に判断のつきにくい症状の先天性疾患については交換の対象にならない、すなわち当該疾患については保証を行わない、というものと考えられます。

当機構からの申入れの趣旨は、幼少時に判断のつきにくい症状の先天性疾患であっても「瑕疵」に該当することがあり、その保証を行わないのであれば「瑕疵担保責任の全部を免除する条項」として消費者契約法第8条第1項第5号に該当する不当条項となる、というものです。

引き続き、本条項が上記不当条項とならないよう改定を申し入れます。

(4) 上記(1)～(3)を総合して

貴社は、先天性疾患の保障に関する条項をご提案のとおり改定した場合、瑕疵担保責任を極めて限定的な場合に限ってはおらず消費者契約法第8条第1項第5号に該当しないし、生物である愛玩動物としての特殊性から合理的な内容であり一方的に消費者を害する条項でもなく同法第10条にも反していない、とのご主張をされています。

しかしながら、貴社がご提案される改定後の先天性疾患保障条項は、①期間を契約後90日以内に発見・請求されるものに限り、②先天性疾患認定を貴社指定の獣医師によるものに限り、③幼少時に判断のつきにくい症状は先天性疾

患から除外し、④保障方法を同等類似動物への交換に限る、とするものであり、確かに貴社指摘の裁判例はあるものの、既にご指摘させていただいたとおり消費者契約法第10条に反する条項と評価される可能性が高いものと考えます。引き続き当機構の見解に沿った改定をされるよう求めます。

2. その他

上記以外の項目については、貴社ご回答は、「より分かりやすい表現とする」「あんしんプランへの加入の推奨が法的責任免除と受け取られないようにする」など、より良い契約条項への変更を目指されているものと受け取りました。

ただし、具体的にどのように分かりやすい表現となるか、改善後の販売契約書が全体としてどのように規定されているか（例えば「本契約条項により、お客様の法律上の権利行使を妨げるものではありません。」との条項が入るかどうかなどによって、評価は異なってくると考えます。

つきましては、改定を実施されます概ねの時期並びに改定検討後の具体的な販売契約書案をお示しいたきますよう、あらためてお願いいたします。

以 上